

## 5. 学生生活

新見公立大学法人 中期目標

### IV. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 3 学生の確保及び支援に関する目標

##### 2) 学生への支援

学習支援、生活支援及び進路支援に関しその支援体制の一層の充実を図る。

#### (a) 心身の健康保持への支援

##### 〈現状の把握〉

学生の心身の健康支援としては、健康診断、感染症予防の啓発、健康教育、健康相談・カウンセリング等を実施している。具体的には以下のとおりである。

健康診断は年度当初に行い、身長、体重、BMI、視力および血圧の測定、検尿、内科検診、胸部レントゲン撮影を実施している。各学科保健委員は、検査結果から学生の健康状況を把握し、検査結果を返却する際、あわせて健康指導を行っている。

感染症予防の啓発は、次のとおりである。麻疹が 2007 年に全国的に流行したことから、2007 年度は在学生全員に、2008 年度以降は全入学生に麻疹の抗体検査結果の提出を義務づけている。ただし、2011 年度入学生からは、負担を軽減するために、麻疹ワクチンの第 3 次接種の証明があれば抗体検査結果の提出を免除している。また、入学当初の段階において、1 年次生全員に B 型、C 型肝炎抗原抗体検査を、あわせて地域福祉学科 1 年次生に対しては、2008 年度から結核菌感染が特異的に検出できるクオンティフェロン検査をツベルクリン反応に代えて実施している。さらに、保健委員会で作成した感染症予防マニュアルを配布し、感染症予防の啓発に努めている。

健康教育は、1 年次において健康教育に関する講演会と救命救急法の講習会を実施している。健康教育講演会については、メンタル面での悩みの増加といった精神健康的側面における学生の状態や、大学生における大麻・薬物問題などの社会事情を鑑み、2010 年度以降は、開催回数を年 1 回から前後期各 1 回に改め、テーマとして、薬物乱用予防、メンタルヘルス、性に関するものまで幅広く取り扱うことになった。救命救急法の講習会では、消防署の救急隊員を講師として招き、人命救助の在り方や AED の使用法を学生が学ぶ機会を設けている。

健康相談・カウンセリングは、全学生を対象にして行っている。健康相談については保健委員の教員が、メンタル面に関する心理相談については臨床心理士が担当し、適宜面談およびカウンセリングを行っている。学生の健康相談件数は年度によって多少の増減が見られる（表 5-1）。相談内容は学生生活、人間関係、学業、精神健康と多岐にわたるが、

とりわけメンタル面についての相談は多く、全相談数中の占める割合が 6 割に上る年度もあった。また、カウンセリングについては、本学において非常勤講師として心理学の講義を担当する臨床心理士に委託しており、相談室を週に一度開設している（表 5-2）。2011 年度からは、カウンセリングについての情報を記載したステッカーを作成し（図 5-1）、トイレや教室などに掲示することによって情報周知の徹底を図るとともに、携帯電話からの予約を可能にするなど、カウンセリングを受けやすい環境の整備に努めている。保健委員、担任、カウンセラーは適宜情報共有を行い協同して対応するなど、学内連携の体制も強化している。

学生の体調不良時の保健室での休養については、体調不良の学生が保健室に来室すると、事務担当者から保健委員あるいは担任に連絡があり、保健委員あるいは担任が体調確認と簡単な処置を行っている。

表 5-1 健康相談件数 (件)

|      | 2008 年度 | 2009 年度 | 2010 年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 健康一般 | 5       | 13      | 5       |
| 性    | 3       | 8       | 5       |
| メンタル | 8       | 17      | 15      |
| 総件数  | 16      | 38      | 25      |

表 5-2 カウンセリング件数 (件)

| 2006 年度 | 2007 年度 | 2008 年度 | 2009 年度 | 2010 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 23      | 35      | 10      | 7       | 3       |

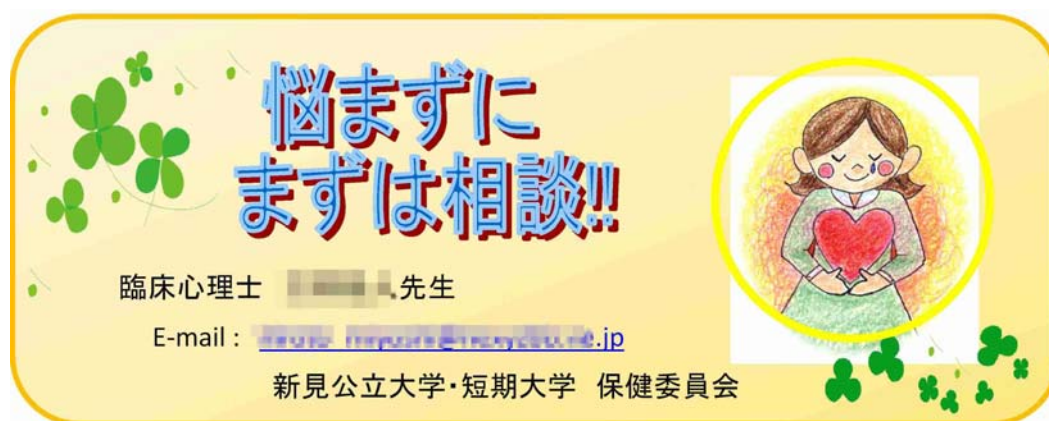


図 5-1 カウンセリング PR ステッカー

卒業延期者や成績不振者への対応は次のとおりである。成績不振者は授業出席不良者と重なる傾向がみられる。本学では、学科会議等において出席不良者の各授業出席状況や生活態度等を適宜確認すること、また、担任による個別面接をとおして学習意欲の確認を行

うこと等をとおして、成績不振者の実態を早期に把握し対応している。当該学生へは、授業担当者が直接注意を促すと同時に、担任、教務委員、学科長等が情報を共有し、連携して面談を行うなど問題解決に向けた支援を行っている。また、状況が深刻な場合には保護者を交えた面談を行うなど、学生の実態に沿った柔軟な対応を心がけている。さらに、心身的な悩みを持つ学生に対しては特定教員を窓口として対応し、専門的な支援が必要と判断した場合にはカウンセラー室や心療内科の受診をすすめている。改善が見られない成績不振者や卒業延期者に対しては、担任、教務委員を中心として履修計画の立案、生活態度の改善等に対する支援や科目担当者を交えた学習支援を行っている。

セクシャル・ハラスメント等の防止は、次のとおりである。人権啓発委員会（併設大学と合同）では、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントを含めて、キャンパス・ハラスメントとしてその予防と対応に努めている。

委員会は、短大幼児教育学科、地域福祉学科、地域看護学専攻科、事務局総務課、学務課、併設大学看護学部の6学科・部局等より各2名ずつの委員を選出し、計12名の構成とし、委員は相談員を兼ねている。その役割は、①セクシュアル・ハラスメント等の予防に関する啓発活動の企画および実施に関すること、②セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題への対応に関すること、③その他人権に関する必要な事項の3点である。

#### ①人権啓発活動の企画・実施

全学生に配布する「Students' Handbook（学生便覧）」の「キャンパス・ハラスメントの予防と対応」の章で、「ハラスメントとは」「ハラスメントを受けたとき」「ハラスメントの加害者にならないために」の内容と、ハラスメントへの対応機構図を示し、予防と対応について3頁を使って説明している。

新入学生には、大学生活に慣れた5～6月に、学外の専門家によるキャンパス・ハラスメント講演会を企画し、当事者にならないための基本的な知識や、ハラスメント被害の深刻さなどを具体的な映像などを用いて90分間の講演を実施している。また、教職員に向けては、ハラスメントの理解と意識を高めるために、毎年12月にFDを兼ねた研修会を開催している。大学内で起こりやすいハラスメントの事例を用いて、グループディスカッションなどを取り入れ、約180分の研修を行っている。

#### ②ハラスメントの相談や対応

過去5年間に、非常勤講師によるセクシュアル・ハラスメントとパワー・ハラスメントの訴えが各1件あった。パワー・ハラスメントに関しては、個人指導の中で発生した事案であった。対応マニュアルに基づき、当該学生と該当教員に対して、個別に事実確認を行った後、当該教員に学生の気持ちを伝え、個人指導担当を変更することで解決した。セクシュアル・ハラスメントに関しては、当該教員の講義すべてが終了した後、当該講義での発言に対する複数の学生の訴えによって明らかになった事案であったため、対応マニユ

ルに基づき、再任用は行わないことで解決した。

### ③その他人権に関する事項

特に問題はなかった。

学生生活実態調査、学友会と大学との懇談会および卒業時満足度調査については次のとおりである。本学では、学生生活を把握するために、網羅的で大規模な学生生活実態調査を数年に1度の割合で実施している。調査項目は「基本事項」「入学選抜に関すること」「現在の住居の様態」「通学の様態」「家庭の状況」「本人の経済状況」「アルバイト」「学生生活等の状況」「外国在住・旅行に関すること」「修学関係」「課外活動等」「健康について」「福利厚生施設について」「卒業後の進路関係」「地域に関する意識」であり、質問数は130問に及ぶ。第1回を2002年度に、第2回を2006年度に実施した。この調査により学生の状況が出身地・家庭の状況等を含んで明らかになり、広報・学生募集・正課教育・正課外教育等を含む大学運営の基礎資料となっている。なお、第2回学生生活実態調査報告書は、本学ホームページで全文を公開している。

毎年度、学生の自治組織である学友会（併設大学と合同）では、学生にアンケートを実施し、その結果をもとに大学（併設大学と合同）との懇談会を開催している。大学では、あらかじめ学生からの要望書を各部局（事務局・図書館・学部・学科等）で調整・検討し、必要により学友会役員からのヒアリングを行って懇談会に臨んでいる。大学からは、学長・学生部長・事務局長・総務課長・学務課長等が、学友会からは、会長・副会長等の役員全員が出席し、主に学生から大学への要望事項が話し合われることが多い。学生からは、施設・設備・環境に関する改善要望が多く寄せられている。大学側からは、①直ちに実施できる事項、②実施の方向で検討する事項、③困難であり実施できない事項等に分けて回答し、理由の説明や質疑が行われている。このような協議事項は、大学運営の参考資料として用いている。

2004年度から、年度末に卒業・修了予定者を対象に、「卒業時満足度調査」を実施しており、その結果を新見公立短期大学年報に掲載し、改善点等を検討する資料として活用している（第3章「(d) 教育改善への組織的な取組」および「(e) 教育効果の測定」参照）。質問項目は、授業、教員や友人との交流、事務職員の対応、キャンパス環境、地域との交流、新見市についてなど広範囲におよび、各観点から本学へ入学したことに対する満足度を測るものである。また2010年度からは、本学の目的の達成度についての項目に、「教養」と「専門知識・技能について」を追加した。また、よかったこと、改善してもらいたいについて自由記述を求めることにより、各項目から拾い上げることができなかった学生の声を把握できるように努めている。

### 〈現状の分析・評価〉

心身の健康保持・増進については次のとおりである。健康診断を行うことによって学生の健康状況について正確に把握するだけでなく、各種医療機関と連携して健康指導を行うことにより、学生の健康的な学業生活を支援している。また、感染症予防の啓発や健康教育講演会によって、学生自らの健康だけでなく、各学科等において専門的援助の対象となる幼児および高齢者等の健康に対する関心を高めている。このような健康に対する意識の向上は、対人援助の専門家としての意識向上につながるものであると認識している。保健委員への健康相談については、担任、保健委員長、各学科長、各種医療機関等と連携して対応しており、学生のニーズにおおむね応えることができていると考えられる。一方、カウンセリングについては、学生の悩みの種類や範囲が拡大している現状に反し、相談件数には減少傾向が見られる。携帯電話による予約システムを整備したことにより、カウンセリングをより受けやすい環境が整備されつつあるといえる。しかし、カウンセリングルームの配置場所については、他学生により入室を認識される場所であるため、プライバシー保護の観点からは改善が望まれる。

卒業延期者や成績不振者への対応では、担任、教務委員、学科長等が情報を共有し、連携した支援を行うことによって、学習意欲や資格取得に対する意識の向上、生活態度の改善等につながっている。心身的な理由により卒業延期、成績不振になる学生への対応では窓口となる特定教員が面談を繰り返し行うことによって、問題を最小限に留めるよう対応している。こうした支援により、たとえ卒業延期となった場合でも、対人援助職に向かう意欲や生活態度を改めて身に付け、前向きに進路選択を行う例が少なくない。

心身の問題が深刻化した学生については、各種医療機関に連携協力を依頼するとともに、保護者を交えた対応を行い、あわせて綿密な個別指導を行うことにより、精神的および学業的サポートを継続的に提供するよう努めている。

セクシャル・ハラスメント等の防止については次のとおりである。

#### ①人権啓発活動の企画・実施

新入学生への講演は次のとおりである。2011年度の新入学生への講演会前のアンケート調査結果によると、セクシュアル・ハラスメントを「よく知っている」「まあまあ知っている」の「認識あり」が87%、「あまり知らない」「全く知らない」の「認識なし」が13%であった。アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては、「認識あり」が36%、「認識なし」が64%と認識度が低いことが分かった。大学内で起きやすいハラスメントに対する認識が低いことは、学生がハラスメント行為を受けても、ハラスメントと認識できないことを示している。講演を聞いて、ハラスメントの認識は、「かなり理解できた」「まあまあ理解できた」の「理解できた」が98%と高まり、ハラスメントを受けたときの対応も「理解できた」が96%と回答している。この結果は、講演会の教育効果を明確に示している。

教職員への研修会は次のとおりである。2010年度の教職員の研修会における同様のアンケート調査結果によると、キャンパス・ハラスメントに「かなり注意していた」「まあまあ注意していた」の「注意意識あり」は78%、「あまり注意していなかった」「全く注意していなかった」の「注意意識なし」は22%であった。また、ハラスメントが含まれる言動をとった経験は、該当するものが「かなりある」「少しある」の「該当あり」が57%、「あまりない」「全くない」の「該当なし」が43%であった。注意意識ありが78%あったにもかかわらず、ハラスメントと思われる言動の「該当あり」が半数を超えていたことは、言動を内省する意識が欠けていることを示している。研修を終えて、ハラスメントの認識が「かなり深まった」「まあまあ深まった」の「効果あり」が92%で、「あまり変わらなかった」「全く変わらなかった」の「効果なし」は7.9%であり、ほとんどの教員の認識を変える効果的な研修であったと考えている。

## ②ハラスメントの相談や対応

2件の相談に関しては、委員会、当該学科と連携を保って、学生の気持ちを聞きながら対応処理が十分にできたと考えられる。また、ハラスメント対応機構図を作成し、対応プロセスを明確化することにより、同様の事案が生じた際の対応の在り方について、すべての教員間で共通認識を持つことができたと考えられる。

学生生活実態調査、学友会と大学との懇談会および卒業時満足度調査については次のとおりである。学生生活実態調査の結果、学生の多くが新見市と人口規模的に類似した都市（人口5万人未満が約50%）の出身であること、学生の多く（63%）が本学の情報ではなく、直接不動産業者からアパートを探していること、60%が家賃2～4万円、30%が同4～6万円であること、80%の学生がアルバイトに従事したことがあること、カンニング・薬物の使用等について健全な倫理観を持っていること、喫煙者の割合がきわめて低いこと（全学科で3%以下、幼児教育学科では0%）などが明らかになった。一方で、ハラスメント・痴漢等の犯罪・迷惑行為を受けたとの回答が、大学の把握している数よりも高いこと、大学でおこなわないように指導している望ましくないアルバイト（酒類の提供を主な目的とする飲食業等）への従事者が10%以上いることなども明らかになった。

これまで学友会からの要望事項をもとに、インターネット等の情報設備の整備と学生の利用条件の設定、館内空調設備の整備、館内の土足化、図書館利用時間の延長、学内での文房具の販売、講義室の机の改善（机・イスの更新と荷物かけの設置）、女性用トイレ擬音装置（音姫）の設置、飲料自動販売機の配置、学生告知用掲示板の設置場所・方法の改善、故障・不具合箇所の修理・改善等が実施または実施が促進された。館内の土足化によって不要になった靴箱の設置スペースを改装して、学生等の談話用ロビーとしたのは、学友会会長の要望に基づくものである。また、新見市学術交流センターの設計にも参画し、グループ閲覧室等の整備が行われた。さらに、施設・設備に関する要望事項は、現在工事中の

本館・体育館の設計にも取り入れられ、実現が期待されている。これらのほか、市道改良工事（拡幅と勾配改良）、防犯灯の整備・維持などの通学環境の改善を行ってきた。市道改良については、大学から新見市当局への要請のほか、学友会からも同様の申し入れを行った。防犯灯の整備と維持は、本来、当該地域の住民（町内会等）が実施することになっている。地域住民の承認を得て、本学後援会（学生の保護者等で組織）の費用で大学周辺の街路の防犯灯を設置し、維持のための電気料金を負担している。

また、卒業時満足度調査では、本学に入学したことに対する満足度、教員・友人との交流に対する満足度は毎年高い評価を受けている。他の項目に比べ、相対的に評価が低い項目に「キャンパス環境」や「新見市について」があげられる。本学における卒業時満足度調査は、教育に関する学生による評価システムというFD活動の一環である。得られた回答内容は、学友会からの要望事項とあわせて、学生にとってのより良い学習環境を整え、具体的な改善策を検討していく上で重要な提案にもなっている。

このように学生生活実態調査では、学生の学習・生活・経済状況等にわたる全体的状況、学友会と大学との懇談会では、個別具体的な要望事項、卒業時満足度調査では、総合的な満足度を知ることができることを認識している。入学時に実施する調査等、個別の調査結果と総合して、学生の実態を多角的に把握できているものと考えている。

#### 〈改善方策の検討〉

健康診断、感染症予防の啓発、健康教育講演会については、学生の健康状態の把握や病気になることについて知識の教授といった点で高い効果が認められることから、継続して実施する必要がある。また、学生の健康管理の資料とするために、食事、排泄、睡眠、運動、余暇時間、悩み等を調査項目とする生活実態調査の実施を計画する。さらに、保健委員による相談についても、従来とおり、担任、保健委員長、学科長、各種医療機関と連携した対応をとることにより、健康的な学業生活をサポートすることができる。一方、カウンセリングについては、ステッカーの配布、掲示による情報周知、予約システムの改善による効果がどの程度見られるかを見極めた上で今後の対応を決定する必要がある。また、プライバシー保護の観点から、カウンセリングルームの配置場所について検討する必要があるが、この点については、校舎改築（2013年2月予定）により改善される見込みである。保健室への専門家の常駐については将来の検討課題として、現状の改善に努めたい。

卒業延期者や成績不振者への対応として、卒業延期者となる学生のうち、心身的な理由によるものについては学内のカウンセリング、または心療内科の受診等を勧めているが改善できないケースがある。当該学生に対応するために、より密な個別指導を行う方法について検討する必要がある。

セクシャル・ハラスメント等の防止については次のとおりである。

## ①人権啓発活動の企画・実施

今後も、新入学生向けの講演会、教職員向けの研修会は、継続して実施する予定である。また、各学科共に、対人援助の専門職を目指す学生たちであり、将来的に社会的弱者を支援する専門職業人としての人権意識や、ハラスメントの加害者になりうる危険性を、専門科目の中でも重ねて教育指導していく必要がある。

## ②ハラスメントの相談や対応

委員会の構成メンバーは、各学科等および部局から選出された委員であり、ハラスメントの専門家でも、相談員としての資格を持っているわけでもない。実際に相談を受けた際の対応や学生を二重の被害者にしないためにも、相談員に求められる対応についての知識や情報を得るために、研修の在り方やその内容についてさらに検討していかなければならない。

学生生活実態調査、学友会と大学との懇談会および卒業時満足度調査は、今後も重要な取組として実施する方針である。学生生活実態調査については、経費・労力を要することから、次回（第3回）調査は、併設大学の在学生の状況調査等を含めて2012年以降を予定している。これらの調査から明らかになったこととして、本学においては、カリキュラム、学習・生活への支援体制等には比較的問題点が少なく、施設・設備・環境面での課題が多いことである。

学友会からの大学に対する要望事項や卒業時満足度調査における学生の学習環境等への改善希望に、図書館・実習室・ピアノ練習室・情報処理教室等の施設の利用時間（現在原則20時まで）の延長および図書館以外の施設の土・日曜日の利用を可能にしてもらいたいとの希望が多い。このことは、2005年度に実施した第1回機関別認証評価（独立行政法人大学評価・学位授与機構）においても、改善事項として指摘された。2008年度の新見市学術交流センターの完成によって、図書館の土・日曜日の利用および平日の利用時間の延長については、かなりの程度改善した（第14章参照）。現在、実務実習期間中の学生が大学に戻る金曜日を中心に、さらに利用時間が延長できるように、司書・学生アルバイト等の勤務体制を検討中である。しかし、その他においては、施設管理や学生の夜間の安全確保の観点から現在なお対応できていない現状にある。2010年に併設された大学において、将来、大学院を設置する構想の中で昼夜開講制が検討されている。今後は、このような将来構想の進展を踏まえながら、学生生活委員会等とも連携しつつ、引き続き検討し改善に努めたい。さらに、学生食堂についてのメニューの種類・価格・営業時間等に関する改善要望が強い。本学の学生食堂は、施設・設備を大学が提供し、運営は民間業者に委託している。昼食のみの営業であり、軽食・飲料等、自動販売機の販売・管理をあわせて行っている。学生数が少ないことや学外における実務実習で曜日によって利用者数が増減するなどの条件の中で、現状でも民間より安い価格設定となっているなど改善の余地が少ないのが現状である。業者と協議を進めながら改善に努めたい。



(b) 進路選択支援

〈現状の把握〉

本学の進路選択支援は、主に就職委員会、各学科教員、学務課就職係の連携・協力のもとで実施している。

就職委員会は、各学科の教員2名（地域看護学専攻科は1名）、併設大学看護学部から選出された教員2名および学務課就職係で構成されており、併設大学との合同委員会である。進路選択支援に関わる業務を統括し、同支援に関する事業を、各学科担任教員と連携して企画・運営している。年間の行事計画を表5-3に示した。就職・進路ガイダンスでは、委員会の構成員主導で学科別に、主に就職活動についての説明を行なっている。キャリア支援セミナーは委員会主催で、年1回、全学科合同で実施しており、その内容は自己PRのエクササイズや面接試験におけるマナーなどについてである。また、進路選択の心構えや面接試験の心得、求人票の取り扱いや履歴書の記入方法など、進路選択に必要な基礎知識をまとめた「進路のてびき」の編集責任も、各学科の委員が担当している。

表5-3 進路選択支援の年間事業計画

| 事業         | 学科   | 概要   | 年間スケジュール(月) |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
|------------|------|--|-------------|---|---|---------|---------|---|----|----|----|---|---|---|--|---|---|
|            |      |  | 4           | 5 | 6 | 7       | 8       | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |  |   |   |
| 新入生ガイダンス   | 全学科  | 卒業生の進路状況、就職・進学スケジュール、キャリア支援室・学内HPの利用説明       | ○           |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 就職ガイダンス    | 全学科  | 「進路のてびき」を活用して説明                              |             |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   | ○ |
| 先輩と語る会     | 幼児教育 | 卒業生から進路決定までの過程や職場での仕事内容などの経験を聞き、今後の進路決定に役立てる |             |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   | ○ |
| 卒業生と語る会    | 地域福祉 |  | ○           |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 在学生ガイダンス   | 全学科  | 上記と同様  | ○           |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| キャリア支援セミナー | 全学科  |  |             | ○ |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 資格取得支援     | 幼児教育 | 保育士模擬試験の実施                                   |             | ○ |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
|            | 地域福祉 | 介護福祉士国家試験模擬試験、卒業時共通試験                        |             |   |   |         |         |   |    |    |    | ○ |   |   |  | ○ |   |
| 地区担当制      | 幼児教育 | 学生の就職希望地区を教員が担当して、学生の相談や施設訪問等を実施             |             |   |   | ←-----▶ |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 自主実習       | 幼児教育 | 就職希望先で自主的に行う実習                               |             |   |   |         | ←-----▶ |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 個別面接       | 全学科  | 就職・進学に関する相談への助言                              | ←-----▶     |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 新入生保護者説明会  | 全学科  | 卒業生の進路状況、就職・進学スケジュール等の説明                     | ○           |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 保護者懇談会     | 幼児教育 | 就職支援に関する説明                                   |             |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   | ○ |
| 卒業生の訪問     | 幼児教育 | 卒業生の就職先を訪問しての情報交換等                           |             |   |   |         |         |   | ○  |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 卒業生の支援     | 全学科  | 既卒者のキャリアアップ支援                                | ←-----▶     |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 来学者への対応    | 全学科  | 求人訪問施設への対応                                   | ←-----▶     |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 求人資料の整理    | 全学科  | キャリア支援資料室の資料整理                               | ←-----▶     |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |
| 学内HPへの掲載   | 全学科  | 求人状況を掲載                                      | ←-----▶     |   |   |         |         |   |    |    |    |   |   |   |  |   |   |

その他に、卒業生数名から、進路決定までの過程や職場での仕事内容などの経験談を聞く「先輩と語る会（幼児教育学科）」「卒業生と語る会（地域福祉学科）」や、個別面接、保護者説明会など、学生個人・集団および保護者を対象にした内容を、各学科教員と連携して実施している。

各学科教員による進路選択支援は、各学科・学年ごとに担任・副担任を定め、入学時から卒業まで継続して実施している。担任教員は、学生との個人面接を行い、志望状況の把握と進路相談にあっている。

資格取得支援として、幼児教育学科では、2年次の5月に保育士模擬試験を実施している。また、地域福祉学科では介護福祉士国家試験受験の必須化を見据えて、卒業時共通試験に向けた学習の支援を行っている。2年次の夏期休業前に試験に向けた勉強方法のアンウンスおよび問題集購入の斡旋を行い、12月に介護福祉士国家試験の模擬試験を実施している。また必要に応じて、受験科目の補講を行うなどしている。

幼児教育学科では、学生の志望状況に応じて各地区を担当する教員を定めて、該当学生の相談、情報収集・提供にあたる「地区担当制」をとっている。学科の全教員で担当地区を分担して対応しており、県外出身者の学生にも的確な就職指導を行っている。また、希望する学生は就職希望施設で自主的に実習を行う自主実習や、卒業生の就職先を訪問して情報交換を行うなど、在学中から卒業後まで継続的な進路選択支援を実施している。

地域福祉学科では入学時より介護職への動機付けを様々な形で行っている。1年次の3月には進路ガイダンスを実施し、福祉関連の就職フェアへの参加や福祉人材バンクへの登録、また就職希望施設をボランティアや施設見学という形で事前に訪問するなど、学生が春期休業中より自主的な就職活動を行うことができるよう指導している。これらの学生の自主的な活動を、担任・副担任が個別面接をとおして支援する他、ゼミの指導教員が学生の進路選択についても助言をし、学科全教員で取り組んでいる。

学務課就職係は、就職・進学情報の収集、および求人訪問への対応を行ない、キャリア支援室および学内専用ホームページを活用して、主に就職関連の情報を学生に提供している。キャリア支援室には、施設などの諸機関から寄せられた求人票や募集要項が閲覧できるよう、資料が保管されている。また、資料の概要をデータベース化しており、学生は学内専用ホームページまたは学生向け告示各学科掲示板を通じて資料の概要の閲覧が可能である。情報ごとに整理番号を付しており、詳細な情報を把握したい場合には、整理番号に沿って「キャリア支援室」で該当の資料にアクセスできるよう情報管理を行っている。また、合同就職説明会や県内の求人票を掲示板に掲示している。そのほか、ハローワーク、公的就職支援センターとの就職連携などを担当している。

#### 〈現状の分析・評価〉

本学では、専門職を養成するカリキュラムが進路選択支援と直接関係があり、両学科とも卒業生の就職率はほぼ100%であり、就職希望者はそれぞれの教育課程で学修した専門性

や資格が生かされる職種に就いている（基礎データ表6…就職）。また、進学希望者も学修内容と関連する大学・学部への進学であり、教育内容と並行した進路選択支援の提供が実施できていると評価している。

全学科最終年次の学生を対象に実施しているキャリア支援セミナーについて、受講した学生からの評価は良好である。今後も、学生のセミナーに対する評価を実施し、ニーズに沿ったセミナーを企画・実施していきたい。

特に幼児教育学科では、出生率の低下から保育所および幼稚園の求人状況と学生の希望状況は必ずしも一致しないが、地区担当制や卒業生の訪問などのきめ細やかな支援体制によって、就職希望者の就職率を高く維持できている。

問題点としては、求人情報を学外からも閲覧できる情報システムの構築である。学内での情報閲覧については、学内専用ホームページを活用して求人・進学情報を随時、掲載・更新する就職情報支援システムを既に運用している。長期休暇中の学生が新しい情報を手に入れることが必要であり、現在のところは、学内専用ホームページに掲載した求人・進学情報をホームページ上にも掲載する手間を必要としている。今後は、学内専用ホームページに入力した情報が自動的にインターネットからアクセスできるホームページ上に掲載され、業務削減につながるよう、大学内全体の情報システムを改善することが課題である。

#### 〈改善方法の検討〉

学内の情報システムを担当する委員会と連携し、就職情報の Web 提供システムを改善する予定である。2012 年度をめぐりに求人情報を学外からも閲覧できる情報システムを構築する。Web 提供システムへのアクセスはパスワード管理を行うことにより学外からの就職情報の閲覧を可能にする予定である。また、就職情報の検索も容易にできるように変更する。

#### （c）経済的支援

##### 〈現状の把握〉

本学には、「授業料減免」と「授業料猶予」の制度がある（表5-4）。授業料減免は、学業が優秀な学生で、保護者など主として生計を維持し、学資を負担している人が、生活に困窮して学資の負担が困難である場合や保護者等の死亡等・罹災によって同様の状態となった場合に、授業料の全額または半額を免除するための制度であり、次の基準のすべてに該当する学生が対象となる場合に適用している。

- ・学生の所属する世帯の総所得額が、本学の定める収入基準額以下であること
- ・学生の学業成績が、別に定める学力基準以上であること
- ・授業料免除の財源が、併設大学および短期大学の授業料収入予定額の 3.8 パーセントに相当する額の範囲内となるので、学力基準を満たす学生の家計評価額による順位（昇順）が、財源の範囲内の順位となっていること（ただし、併設大学と短期大学それぞれに算定）

授業料猶予は、授業料納付期限の延期または月割分納のいずれかによっている。

本学では、独自の奨学基金を設置し、併設大学および短期大学に在学する学生が海外または国内における研修等へ参加する時、または緊急な事情等により経済的に困窮した時、貸付けを行うことにより学生を援助することを目的としている。貸付金の限度額は200,000円（無利子）であり、卒業までに償還することになっている（表5-5）。

本学では、多数の学生が学生支援機構奨学金を受けているほか、公的団体・民間団体の奨学金に関する情報提供を行っている。また、保護者等で構成される後援会からは、学生の研修会・大会等への参加費を助成している。

本学では、オープンキャンパス、入学試験時の準備作業、案内・監督補助業務等に学生アルバイトを採用している。また、図書館の時間外のカウンター業務に学生アルバイトを採用している。学外のアルバイトの求人については、内容を審査の上、学生に紹介している。

上記の内容は、入学時のオリエンテーションで説明し、学生便覧に記載して、学生に周知している。また、2010年度からは、授業料減免制度と実績について、本学への入学希望者・新見市民等に対する情報提供・開示を目的としてホームページに掲載している。

表5-4 経済的支援

「授業料減免」および「授業料猶予」制度に関する規程等  
(授業料の減免等)

第5条 理事長は、学業優秀な者であつて授業料の負担が困難であると認められるものについては、別に定めるところにより授業料の納付を猶予し、又はこれらの全額又は半額を減免することができる。

2 授業料の減免及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

授業料減免及び徴収猶予に関する規程

(減免)

第2条 公立大学法人新見公立大学理事長(以下「理事長」という。)は、従来同一世帯にあり、主として生計を維持し、学資を負担している者(以下「学資負担者」という。)が生活に困窮し、学資の負担が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対して、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 理事長は、授業料の納期前6か月以内(新入学者に対する入学した日の属する期の減免に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡又は重度の障害、災害その他これらに準ずる事由により生活に困窮し、学資の負担が困難であると認められる学生に対して、その事由の生じた日の属する期の翌期分以降の授業料について授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期の授業料を納付していない場合においては、

当該期以降の授業料を免除することができる。

(徴収猶予)

第3条 理事長は、前条に定める場合のほか、学資負担者が生活に困窮し、学資の負担が納期限までに困難であると認められる学生に対し、授業料の徴収を猶予することができる。

2 授業料の納付を猶予するときは、納付期限の延期又は月割分納の方法により行うものとする。

授業料免除等取扱基準

(免除の総額)

第2条 この基準による授業料免除の総額は、当分の間、新見公立大学(以下「大学」という。)の看護学部看護学科並びに新見公立短期大学(以下「短期大学」という。)の各学科及び専攻科の学生に係る授業料収入予定額の3.8パーセントに相当する額の範囲内とする。なお、授業料収入予定額とは在学学生生徒等(休学中の者を除く。)の数(前期分は当該年度の5月1日現在、後期分は11月1日現在)に、免除の対象ごとの授業料(半期分)の金額を乗じて得た額(大学の学部並びに短期大学の学科及び専攻科の学生の収入予定合計額)をいう。

2 授業料免除の総額は、前項の算出により、大学及び短期大学に区分し運用する。

(免除の対象)

第3条 本人から申請のあった者のうち、次の基準を満たした場合は、免除の対象とする。

(1) 規程第2条第1項の規定による免除は、次条に規定する家計基準及び第7条に規定する学力基準

(2) 規程第2条第2項の規定による免除は、第4条の2に規定する家計基準

(家計基準)

第4条 規程第2条第1項の規定による「学資の負担が困難」の認定は、その者の属する世帯の1年間の総所得金額(以下「総所得金額」という。)が、別表第1による半額免除に係る収入基準額以下の世帯に属するかどうかにより行う。

第4条の2 規程第2条第2項の「学資の負担が困難」の認定は、その者の属する世帯の1年間の所得のほか特別事情に起因する所得又は被害等を考慮し、総所得金額が、別表第2による全額免除に係る収入基準額以下の世帯に属するかどうかにより行う。

<省略>

(学力基準)

第7条 規程第2条第1項の規定による「学業優秀」の認定は、学業の到達水準が次に定めるところのいずれかに該当するかどうかにより行う。

(1) 学科1年次生

ア 高等学校から提出された調査書の評定平均値の平均が3.5以上又は入試成績が上位2

|  |
|--|
| <p>分の1以内の者</p> <p>イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者</p> <p>ウ 国際バカロレア資格、アビトゥア資格又はバカロレア資格(フランス共和国)を有する者</p> <p>エ 専修学校から提出された高等課程調査書の評定平均値の平均が3.5以上の者</p> <p>オ 社会人で調査書の交付の受けられない者にあつては、家計基準に基づく評価</p> <p>カ 上記アからエまでと同等以上と認められるもの</p> <p>(2) 学科2年次生以上</p> <p>ア 当該学部・学科における各年次までの標準修得単位を満たしており、かつ、当該学部・学科における学業成績が上位2分の1以内の者</p> <p>イ 編入学、転入学者等途中年次へ入学した者にあつては、当該学部・学科において前号の規定と同等以上と認められるもの</p> <p>(3) 特別な事情のある者</p> <p>母子家庭、生活保護世帯等経済的な困窮度が著しく高く、特別な事情のある者で、学業の到達水準が第1号アにあつては3.4以上、同号イにあつては上位20分の11以内のものは、当該学科等の申出により特例として基準を満たすものとして取り扱うことができる。</p> |
|--|

表5-5 奨学基金取扱規程

|   |
|---|
| <p>奨学基金取扱規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、小田琢三元学長他の篤志家の寄付金をもって、公立大学法人新見公立大学が設置する新見公立大学及び新見公立短期大学に在学する学生が海外又は国内における研修等へ参加するとき、又は緊急な事情等により経済的に困窮したとき、貸付けを行うことにより学生を援助することを目的とする。</p> <p>(貸付金の額等)</p> <p>第2条 貸付金の額は、200,000円以内とする。</p> <p>2 貸付金の利子は、無利子とする。</p> <p>3 貸付金の期間は、入学してから卒業するまでとする。</p> |
|---|

<現状の分析・評価>

授業料免除については、制度の趣旨と目的は一貫しているが、2008年度の法人化によって、基準と運用が大きく変化した。法人化前(2007年度まで)には、減免財源の上限が存在しなかったため、学力基準として留年・卒業延期がないこと、家計基準として住民税の所得割の適用がないことという2つの基準を満たした申請者の多くに授業料免除が適用されていた。しかし、法人化後は、学力・家計基準が厳密になり、減免財源に上限が設けら

れたことから、適用者が減少した。表5-6に免除実績を示す。なお、2008年度には、前期・後期に分けて申請を求めたが、2009年度以降は年間をとおした申請を求めている。

表5-6 授業料免除（短期大学分のみ） (件、円)

| 年度     | 申請 | 全額免除 | 半額免除 | 却下 | 取り下げ | 減免総額      |
|--------|----|------|------|----|------|-----------|
| 2007年度 | 22 | 22   | 0    | 0  | 0    | 8,355,600 |
| 2008年度 | 前期 | 6    | 18   | 6  | 0    | 6,076,800 |
|        | 後期 | 35   | 6    | 22 | 7    |           |
| 2009年度 | 68 | 6    | 21   | 41 | 0    | 6,266,700 |
| 2010年度 | 45 | 6    | 14   | 22 | 3    | 4,937,400 |
| 2011年度 | 34 | 3    | 19   | 11 | 1    | 4,747,500 |

人数・減免総額は短期大学に関するもののみ。2010年度と2011年度で申請者・減免総額等が減少しているのは、短期大学看護学科学生のそれぞれ1クラス・2クラスが併設大学に移行したためである。

公立大学法人新見公立大学奨学金、日本学生支援機構奨学金等の実績は基礎データ表に示すとおりである。日本学生支援機構奨学金については、27%の学生が利用している。

学生の保護者等で構成される後援会による助成実績は表5-7に示すとおりである。

表5-7 後援会による助成実績 (人、円)

| 年度     | 海外研修 |           | スキー実習 |         | 水泳実習 |         | 合計  |           |
|--------|------|-----------|-------|---------|------|---------|-----|-----------|
|        | 人数   | 助成額       | 人数    | 助成額     | 人数   | 助成額     | 人数  | 助成額       |
| 2007年度 | 13   | 650,000   | 53    | 47,700  | 50   | 20,000  | 116 | 717,700   |
| 2008年度 | 9    | 450,000   | 46    | 41,400  | 50   | 20,000  | 105 | 511,400   |
| 2009年度 | 13   | 650,000   | 168   | 412,000 | 52   | 20,000  | 233 | 1,082,000 |
| 2010年度 | 8    | 400,000   | 33    | 33,000  | 50   | 20,000  | 91  | 453,000   |
| 2011年度 | 1    | 50,000    |       |         | 47   | 20,000  | 48  | 70,000    |
| 合計     | 44   | 2,200,000 | 300   | 534,100 | 249  | 100,000 | 593 | 2,834,100 |

本学のオープンキャンパス・入試業務・図書館業務で採用した学生アルバイトの実績は表5-8に示すとおりである。

表5-8 学生アルバイト実績（短期大学学生のみ） (人)

| 年度     | オープンキャンパス | 入試 | 図書館 |
|--------|-----------|----|-----|
| 2007年度 | 45        | 45 | 6   |
| 2008年度 | 59        | 47 | 17  |
| 2009年度 | 58        | 85 | 24  |
| 2010年度 | 48        | 35 | 26  |
| 2011年度 | 45        | —  | 9   |

2010年度の併設大学設置以降については、短期大学学生のみを示す。入試については、複数回実施しているが、延べ人数で示している。2009年度入試の人数が多いのは、併設大学の入試に短期大学生（主に看護学科学生）を採用したためである。

本学では、各種の経済的な支援制度があつて、これらを運用している。法人化以前には、

新見市の特別会計による年度ごとの予算で運用されてきたが、法人化後は法人独自の財政の範囲内で実施するため、基準・運用の条件が厳しくなっているのが現状である。

#### 〈改善方策の検討〉

近年のわが国の経済状態は厳しく、多くの学生が授業料減免を申請するが、認定は限定されている。また、奨学金については現在のところ貸与型のみを運用しており、給付型は運用していない。現状では、改善は困難であるといわざるを得ない。改善については、独自財源の確保等を含み、将来の課題としたい。

#### (d) 課外活動への支援

##### 〈現状の把握〉

部活動およびサークル活動の拠点として、部室を9室、この他に体育館、学生会館、運動場、教室等の施設、設備を大学として提供している。現在、本館・体育館の改築が進行中であり、部室、トレーニングルーム等の施設の拡充が予定されている。2012年度末の完成時には、部室が15室となる予定である。

サークルは同好会、クラブを含めて20団体があり、スポーツ系・文化系・ボランティア系それぞれに顧問教員がつき、指導、支援を行っている。

学友会活動、部活動について、後援会から試合・遠征等および大学祭（鳴滝祭）の活動経費の助成を行っている（表5-9）。また、設備等の維持管理等について、学務課職員が必要な支援を随時行っている。

表5-9 後援会助成実績表

(円)

| 年 度    | 学友会活動   | 部活動     | 大学祭       |
|--------|---------|---------|-----------|
| 2007年度 | 221,172 | 170,260 | 1,450,000 |
| 2008年度 | 268,625 | 75,220  | 1,700,000 |
| 2009年度 | 377,030 | 100,100 | 1,640,000 |
| 2010年度 | 388,682 | 185,459 | 2,000,000 |
| 2011年度 | 118,959 | 85,030  | 1,900,000 |

##### 〈現状の分析・評価〉

提供している施設・設備は、本館・体育館改築完成後は、さらに充実することが期待される。短期大学課程においては、資格取得のための必修科目や学外実習が多くカリキュラムが過密であるため、活動時間が十分得られないことが問題点である。また、在学期間が短いため、部員の入れ替わり頻度が高く、継続が困難な部・サークルもある。しかし、2010年度の大学併設後は、併設大学と合同の部・サークルについては、一部学生による部・サークルへの定着が予想されることから、活動内容の蓄積が容易になり、部・サークル活動の活性化が期待される。



〈改善方策の検討〉

学生の自主性を尊重しながら、課外活動が活発となるように必要な支援を提供したい。また、今後も課外活動の安全確保や万一の事故発生時の対処など、大学と地域とが連携する取組を進めたい。

